

介護予防・日常生活支援総合事業 の報酬改定について

～ 平成30年10月1日改定 ～

西宮市

予防専門型訪問サービス

生活機能向上連携加算

○ 予防専門型訪問サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する(生活機能向上連携加算(Ⅱ))。

○ 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、以下を定期的に行うことを評価する(生活機能向上連携加算(Ⅰ))。

- ・ 外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、予防専門型訪問サービス計画を作成すること
- ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月

<改定後>

生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位/月(新設)

生活機能向上連携加算(Ⅱ)200単位/月

予防専門型訪問サービス 家事援助限定型訪問サービス

同一建物減算

○ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直す。

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

<改定後>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) <u>※訪問介護における15%減算の創設と区分支給限度基準額の対象外化については、総合事業への適用は行わない。</u>

予防専門型訪問サービス 家事援助限定型訪問サービス

○ 訪問介護において創設された生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の予防専門型訪問サービス(※)及び家事援助限定型訪問サービスにおいても従事することを可能とする。

※ ただし、生活援助中心型研修の修了者は身体介護に従事することができません。

予防専門型訪問サービス

○サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。

ア	<p>サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については平成31年3月31日までの経過措置を設ける。</p> <p>また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。</p>
イ	<p>予防専門型訪問サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。</p>
ウ	<p>予防専門型訪問サービス事業者は、地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業所の担当職員に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。</p>

家事援助限定型訪問サービス

○訪問事業責任者の役割等について以下の見直しを行う。

ア	家事援助限定型訪問サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきを訪問事業責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、訪問事業責任者の責務として明確化する。
イ	家事援助限定型訪問サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

予防専門型通所サービス

○ 外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職や医師が予防専門型通所サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

生活機能向上連携加算 200単位／月(新設)

※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位／月

予防専門型通所サービス

○ 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格(※)に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師
又はあん摩マッサージ指圧師

予防専門型通所サービス

○ 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

<現行>

栄養改善加算 150単位/回

<改定後>

⇒ 変更なし

予防専門型通所サービス

○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業所の担当職員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業所の担当職員に文書で共有した場合に算定する。

<現行>

なし

⇒

<改定後>

栄養スクリーニング加算 5単位/回(新設)

※6月に1回を限度とする

予防専門型通所サービス

○ 予防専門型通所サービスと予防専門型訪問サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能

- ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であることを明確にする。その際、併設サービスが予防専門型訪問サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。

(通知改正)

共通事項

○ 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。(予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、予防専門型通所サービス、介護予防ケアマネジメント)(別紙)

※西宮市において、地域区分の変更はありません。

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日となるが、現時点では未定)までの間に限り算定することとする。(予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、予防専門型通所サービス)

(別紙)平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1741(H29.9.5現在)

上乗せ割合	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%				
地域	東京都 特別区	東京都 町田市(3) 柏江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 昭島市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 福城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 名古屋市 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市(5) 埼玉県 朝霞市(5) 東京都 成田市(5) 習志野市(5) 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市(5) 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市(5) 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市(6) 日立市(6) 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 高崎市 千葉県 市川市(6) 松戸市(6) 佐倉市 八千代市(6) 印西市(7) 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 藤原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 海老名市(6) 愛知県 刈谷市(6) 豊田市(6) 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町(6) 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 三浦市 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 藤原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 海老名市(6) 愛知県 刈谷市(6) 豊田市(6) 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町(6) 福岡県 福岡市	神奈川県 三浦市 秦野市 葉山町 鎌倉市 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 春日井市 津島市 豊田市 刈谷市 豊橋市 岡崎市 豊田町 豊川町 日進町(2) 日進町(2) 愛西市 北名古屋 弥富市 みよし市 あま市 長久手市(2) 東郷町(2) 大治町 蟹江町 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 彦根市 福井市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市(7) 茂原市(7) 柏市 流山市(7) 我孫子市(7) 鎌ヶ谷市(7) 白井市(7) 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 忠岡町 熊取町 田尻町 豊原町(2) 日進町(2) 太子町(2) 河南町(2) 河内町(2) 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福井市 糸島市 那珂川町 柏屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市(他) 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 愛知県 豊橋市 一宮市 瀬戸市 半田市 豊川市 蒲郡市 大山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 豊山町 大口町 扶桑町 飛島村 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町(他) 重愛町(他) 豊根村(他) 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町(他) 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 宇添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 豊山町 大口町 扶桑町 飛島村 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町(他) 重愛町(他) 豊根村(他) 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町(他) 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	その他の地域
地域数	23(23)	6(5)	24(21)	22(18)	52(47)	137(135)	169(174)	1308(1318)				

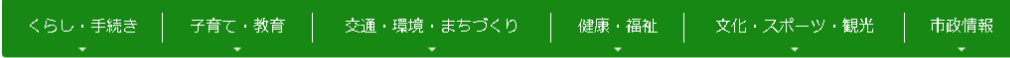
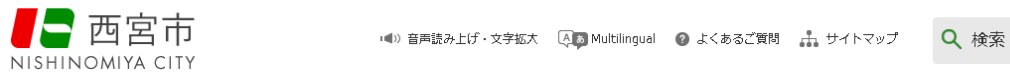
※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

※2 ()内の数字は現行の級地(又は地域数)を指す

総合事業の報酬改定

- 詳細については、本市ホームページ内
(事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について
に掲載しています。

市ホームページ 事業者向け情報 → 介護保険サービス事業者関連情報 →
→ 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請 → (事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について



現在のページ [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [介護保険サービス事業者関連情報](#) > [介護保険サービス事業者に関する手続き・申請](#) > (事業者向け) 介護予防・日常生活支援総合事業について

(事業者向け) 介護予防・日常生活支援総合事業について

更新日: 2018年2月23日 ページ番号: 18014213 [Tweet](#)

目次

▼ 説明会資料	▼ Q&A	▼ 事業所一覧
▼ 各サービスの手続き	▼ 運営規程等の雛形	▼ マスタ・サービスコード表
▼ 手引き	▼ 通知	▼ 要綱・要領

説明会の資料について

- 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請
- > (事業者向け) 介護予防・日常生活支援総合事業について
- > 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- > 「地域のショートステイ」基準該当短期入所生活介護等事業者の登録申請等の手続について
- > 指定介護サービス事業者(居宅系サービス)の指定更新について
- > (西宮市内事業者向け)

または市のトップページから
18014213 で検索

【重要】

報酬改定に伴うサービスコードの変更

- 平成30年10月利用分から、報酬改定後の新たなサービスコードにより請求を行ってください。
- 報酬改定後の新たなサービスコード表及びサービスコードマスタは、本市ホームページ(ページ番号:18014213)に公開しています。ダウンロードして使用してください。

市ホームページ 事業者向け情報 → 介護保険サービス事業者関連情報 →
→ 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請 →
→ (事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について

改正に伴う加算届出の提出について

西宮市 NISHINOMIYA CITY

音声読み上げ・文字拡大 Multilingual よくあるご質問 サイトマップ 検索

くらし・手続き | 子育て・教育 | 交通・環境・まちづくり | 健康・福祉 | 文化・スポーツ・観光 | 市政情報

救急・医療情報

- 救急・消防
- 受診が必要か判断に迷ったら
- 休日・夜間に受診できる医療機関
- AED設置施設検索 (外部サイト)

防災情報

平成30年10月改正に伴う加算については、あらかじめ西宮市に届出が必要となります。
今回に限り、提出期限は9月28日(金)です。
※これは西宮市独自の取扱いです。

QUICK NAVI

早引き インデックス

- 証明書
- 戸籍・住民票
- 税金
- 年金・保険 相談・支援
- 高齢者
- 障害者
- 上下水道
- ごみ
- 印章登録

LIFE EVENTS

人生の出来事 インデックス

- 結婚・離婚 妊娠・出産
- 教育
- 就職・退職
- 引越し
- おくやみ
- 子育て

市役所・支所周辺案内 ACCESS MAP

事業者向け情報 BUSINESS IN NISHINOMIYA

キーワードを入力してください 検索

事業者向け情報から
介護保険サービス事業者関連情報
＞介護保険サービス事業者に関する手続き・申請＞「介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」

問い合わせ先

要介護認定 事業対象者の特定 サービス計画届出書	高齢福祉課 (0798-35-3133・3348)
給付管理	介護保険課 (0798-35-3048)
事業者指定・加算や減算の届出	法人指導課 (0798-35-3152)
事業者指導	法人指導課 (0798-35-3082)
介護予防・生活支援員養成研修	福祉のまちづくり課 (0798-35-3135)